

PCR検査費用補助

新冠町では以下の要件で、PCR検査費用を補助します。

皆さんが少しでも安心して生活できるよう、健康状態に不安を感じ検査をされた方は是非この制度をご活用ください。

対象者

新冠町に住民票がある方が対象です。

次のいずれも任意で行ったPCR検査費用のみが対象です。

【例】

- ①新冠町に住所がある方が、感染拡大地域等に滞在した後、健康状態に不安を感じ検査を行った方
- ②新冠町に住所がある同居家族が新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者となり、その方と同居している家族が不安を感じ検査を受けた場合
※行政検査の対象となった検査は該当いたしません。

対象

令和2年4月1日から令和3年3月31日までに受けたPCR任意検査

※陰性証明書の発行料金等は対象外です。

補助金の額

検査に要した費用の額に3分の2を乗じて得た額。その額が2万円を超える場合は2万円。

申請方法

新冠町ホームページ内にある申請様式により新冠町役場保健福祉課へ申請。
(役場保健福祉課窓口にも申請書はあります)

申請に必要なもの

PCR検査領収書又は支払証拠書類
振込口座通帳（補助金受取用）

PCR検査って何？ どんなことをするのか？

PCR検査の正式名称は、Polymerase Chain Reaction; 核酸増幅法といい、増やしたい対象のDNA断片を検査装置の中で選択的に増幅させ、ウイルスに感染しているかを調べる検査になります。新型コロナウイルスにおける検査は唾液や鼻咽頭ぬぐい液で検査します。

※上記の補助事業は、症状のない方が対象です。

発熱などの症状があり、医療機関を受診される時の取扱いは次のとおりです

- ◆①かかりつけ医がいる方は・・・かかりつけ医にお電話を！
- ②かかりつけ医がいない方は・・・健康相談センターにお電話を（24時間対応）
新型コロナウイルス感染症健康相談センター
(通話無料) 0800-222-0018

●お問合せ先●

新冠町役場保健福祉課 直通47-2113

サージカルマスクの配布について

マスク配布第8弾 全町民が対象です

新冠町では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び季節性インフルエンザの感染予防として、サージカルマスクを配布することといたしました。

現在、北海道は警戒ステージ3に移行、集中対策期間も1月15日まで延長されております。

今後も感染リスクを回避する行動や高齢者、基礎疾患を有する方と接する場面において、マスクの着用など慎重な行動を実践くださいますようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大防止 拭き掃除等に 使用できる

有効塩素濃度 200ppm

無料で

次亜塩素酸水 配布しています

新冠町では、新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的に、日々の拭き掃除等に使用できる消毒用の次亜塩素酸水を無料で配布しています。

- 配布場所 : 新冠町役場 保健福祉課窓口
(マスク着用・検温・手指消毒にご協力願います。)
- 配布 : 希望者に配布いたします
- 配布時間 : 役場窓口開設時間中何時でも配布いたします
(土日祝日は除きます) 8時30分から17時15分まで
- 配布対象 : 新冠町民、町内に事業所を開設する者
- 1回の配布上限 : 個人10・事業者20
500mlのペットボトル等の容器をご持参ください

お問合せ先 新冠町役場保健福祉課 直通 47-2113